

平成 28 年 2 月 19 日

経済団体・業界団体の長 殿

内閣官房内閣審議官(再チャレンジ担当)
文部科学省 高等教育局長
厚生労働省 職業安定局長
経済産業省 経済産業政策局長

新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について（再要請）

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が必要不可欠です。新規大学卒業予定者等の就職・採用活動の開始時期については、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくり等をさらに進めるため、企業側、大学側、関係府省において議論を行い、学生の学業への配慮を十分に行いながら、広報活動開始時期については3月1日以降、採用選考活動開始時期については6月1日以降にすることになりました。

これを受け、企業側・大学側の足並みをそろえた取組が重要であることから、政府においても、平成27年12月10日付け文書「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について（要請）」により、広報活動、採用選考活動の開始時期の遵守等について、各経済団体・業界団体に周知をお願いし、各企業の御理解と御協力を要請いたしました。

この度、3月1日からの広報活動開始時期を迎えるにあたり、改めて、就職・採用活動の円滑な実施のため、各企業の御理解・御協力を要請いたしたく、別添の趣旨・内容について、貴団体から加盟各企業に対して、再度、周知徹底をいただきますようお願い申し上げます。

新規大学卒業予定者等の就職・採用活動に関する要請事項

- ① 就職・採用活動の日程について、
 - ・ 広報活動開始：卒業年度に入る直前の3月1日以降
 - ・ 採用選考活動開始：卒業年度の6月1日以降
 - ・ 正式な内定日：卒業年度の10月1日以降としていただくようお願いいたします。
- ② 採用選考活動の実施に当たっては、授業、試験、留学、教育実習等、学生の学修や学事日程に十分に配慮しながら、また、大学所在地による不利が生じないように留意しながら行っていただくようお願いいたします。具体的には、面接や試験の実施に際して学生の事情を十分に勘案しながら、例えば、授業、ゼミ、実験、試験、教育実習などの時間と重ならないような設定とすることのほか、事前連絡について余裕をもって行うことや、土日・祝日、夕方以降の時間帯の活用なども含めた工夫を行うことが考えられます。
- ③ 留学中の者あるいは留学希望者において、留学により就職活動で不利になるとの認識が生じることがないように、一括採用とは別に採用選考機会を設けるなどの留学経験者向けの取組を行っている企業は、自社の採用ホームページなどで積極的に周知していただくようお願いいたします。
- ④ 学生等の職業選択の自由を妨げる行為（学生等に対して、内々定を出す代わりに他社への就職活動の終了を迫ったり、内々定段階で誓約書等を要求したりするなど）を行わないなど、公平・公正で透明な採用を徹底いただくようお願いいたします。
- ⑤ インターンシップは就業体験の場であることを踏まえ、インターンシップと称して、広報活動・採用選考活動開始前に、広報活動・採用選考活動そのものが行われることのないようにし、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせることのないよう留意いただくようお願いいたします。
- ⑥ 面接などの採用選考に当たり、大学等における成績証明等を一層活用いただくようお願いいたします。
- ⑦ 採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮を行うとともに、その旨を積極的に学生等に示していただくようお願いいたします。

○広報活動…採用を目的として、業界情報、企業情報などを学生に対して広く発信していく活動を指します。広報活動の実施に際しては、それが実質的な選考とならないものとするに留意いただく必要があります。

○採用選考活動…一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指します。採用選考活動は、広報活動と異なり、学生が自主的に参加不参加を決定することができるものではないため、学事日程に留意いただく必要があります。